

白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付要綱

白杵市都市デザイン課

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存在する老朽危険空家等を除去することにより、市民の安全で良好な居住環境を確保するため、当該空家等を除去する者に対して白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、白杵市補助金等交付規則（平成17年白杵市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空家等 周辺住環境等を悪化させ放置されている木造の空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 主として居住の用に供していたと認められる建築物であって、かつ、老朽危険空家等判定表（別表）において、合計点数が100点以上であるもの

イ その他市長が除去の必要があると認めるもの

(2) 申請者 老朽危険空家等の所有者又はその相続関係者であって、補助金の交付を受けようとする者をいう。

(3) 補助対象事業費 老朽危険空家等の除去及び処分に要する費用のうち、家財道具、機械、車両等及び地下埋設物（浄化槽等の設備を含む。）の処分に係るものを除いた額に10分の8を乗じて得た額をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空家等は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めたものについては、この限りでない。

(1) あらかじめ市長が別に定める調査の申込みを行い、老朽危険空家等に該当すると判定された建築物であること。

(2) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。

(3) 国、地方公共団体及び独立行政法人等が所有権を有していない建築物で

あること。

2 補助金の交付の対象となる工事は、老朽危険空家等のすべてを除去する工事であって、申請者が次の各号に掲げる要件を満たす事業者と契約を締結して行う工事とする。

(1) 市内に本店若しくは支店等の事業所を有する事業者又は市内の個人事業者

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けている者又は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者

3 前各項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象としない。

(1) 補助を受ける目的で老朽危険空家等を故意に破損させたと認められる場合

(2) 市税等を滞納している場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している場合

(4) その他、市長が補助金を交付すべきでないと認めた場合

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

（補助金交付の申請）

第5条 申請者は、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書

(3) 老朽危険空家等の除去工事見積書の写し

(4) 登記事項証明書（未登記の場合は課税台帳兼名寄帳）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助対象の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、補助金の交付について適否を決定するものとする。

(通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の不交付を決定したときは白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に対し速やかに通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業の内容を変更しようとするときは、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付変更申請書(様式第5号)に変更計画書(様式第6号)並びに第5条第3号及び第5号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは内容を審査のうえ補助金の変更交付について適否を決定し、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第7号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、第7条の交付決定後に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、事情により事業を中止しようとする場合は、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付申請取下申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、白杵市老朽危険空家等除去促進事業完了報告書(様式第9号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 精算書
- (2) 請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し(施工者が発行したもの)
- (4) 工事写真(施工前、施工中及び施工後)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の完了報告書を受理したときは内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金の額の確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けて補助金を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

(2) 第3条第3項の規定に該当するとき

(3) 第9条の規定に反し交付決定前に事業に着手したことが発覚したとき

(4) 第10条の規定により取下申請をしたとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第12条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、前二項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第3項の通知を行う場合において、すでに補助金を交付しているときは、白杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から改正施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から改正施行する。